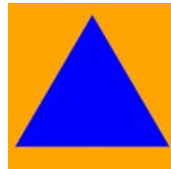


特殊標章等の交付等に関する要綱制定について

特殊標章



○特殊標章とは

1949.8.12の「ジュネーヴ諸条約」の「国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」に規定されている国際的な標章。

武力攻撃事態等において、文民保護の任務に従事する者や場所等を識別し、保護するため、定められた。

○特殊標章等の種類

腕章、帽章、身分証明書	国民保護措置に携わる者に交付
旗、車両章	国民保護措置に使用される場所、車両、航空機等ごとに交付

(「特殊標章等」＝特殊標章及び身分証明書)

○交付許可の対象者

当該市町村の職員、委託を受けた者、協力者(自主防災組織など)

(本市職員については、「本部職員及び屋外で国民保護措置に携わる可能性のある者」を交付対象とする方針)

○作成予定数

ヘルメット貼付ステッカー 3,500、帽子留めワッペン 850、腕章貼付ステッカー 3,500、腕章 950、車両章 1,200、旗 800、身分証明書用台紙 4,450人分(以上、消防職員分を含まず)

平成20年度は、ヘルメット貼付ステッカー 3,000枚、車両章100枚を作成予定。

○要綱制定の必要性

特殊標章等の濫用防止のため、国から、交付等に関する要綱を制定するよう求められている。

○要綱制定の時期

今年度中の制定を予定